

【国際研修・共同研究】

第2回スリランカ本邦研修・オンライン (刑事司法実務改善～刑事訴訟の遅延解消に向けて～)

国際協力部教官

河野 龍三

1 背景及び研修の目的

- (1) 本研修は、スリランカ民主社会主義共和国（以下「スリランカ」という。）に対する JICA 国別研修（2019年度から2年間）の一環として、国際協力部が協力し、2020年1月及び同年2月に実施された第1回に続いて行われたものである¹。
2020年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、招へいに代えてオンラインにて研修を実施した。
- (2) スリランカでは極めて深刻な刑事訴訟の遅延が生じており²、昨年度は、検察官、裁判官等の実務家を対象に「刑事訴訟の遅延解消」をテーマに捜査・公判等、比較的幅広い分野について日本側の知見を提供する研修を実施した。昨年度の研修参加者から、特に日本における公判前整理手続に対する強い関心が示され、スリランカでも同手続の導入が検討されていることから、今年度は公判前整理手続について取り上げ、遅延解消のための解決策について議論することを本研修の目的とした。

2 研修日程

2021年3月23日（火）及び同月24日（水）（以下「3月セッション」という。）と、同年4月6日（火）及び同月7日（水）（以下「4月セッション」という。）の合計4日間。

詳細は別添の日程表を参照されたい。

3 研修参加者

司法省職員、法務長官官房（AGD）³の検察官、高等裁判所⁴の裁判官、マジストレイト裁判所⁵の裁判官、スリランカ弁護士会（BASL）の弁護士、法律扶助委員会の職員、合計約21名。

¹ 第1回本邦研修の報告については、ICD NEWS 第83号（2020.6）140頁以下に掲載。

² 司法省によれば、刑事訴訟の平均審理期間は高等裁判所（High Court）の判決まで平均9年半とのことである。

³ AGD（Attorney General's Department）所属の検察官が重大犯罪の起訴（Indictment）及び裁判所における公判を担当する。

⁴ 高等裁判所（High Court）は、起訴（Indictment）された事件の第一審裁判所になるため、原則として控訴審を行う日本とは異なる。

⁵ マジストレイト裁判所（Magistrate's Court）は、一定の軽い犯罪の第一審裁判所であり、重大犯罪の予備審問（Preliminary Inquiry）も担当する。

4 研修総括

(1) 本研修の概要

本研修の実施に当たっては、オンライン研修の効率を高めるため、事前提供資料の充実を心掛けた。具体的には、刑事事件の模擬記録と、国際協力部教官等が裁判官・検察官・弁護人を演じた模擬公判前整理手続動画を作成し、事前提供した。研修当日は、日本の公判前整理手続に関する条文の説明、制度趣旨や実務上の留意点に関する講義に加え、実際に研修参加者と一緒に前記動画を見ながら制度の詳細について解説を加えた。また、裁判所の訴訟指揮、ダイバージョン等、公判前整理手続以外の訴訟遅延防止策についても日本の実務を紹介したほか、パネル・ディスカッションも実施した。さらに、研修参加者からも発表がなされ、スリランカが導入を検討している公判前整理手続のドラフトに関する議論も行われた。

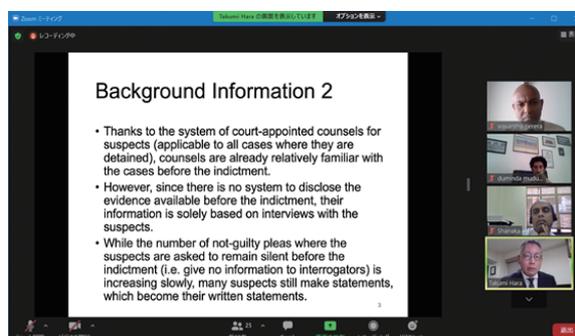
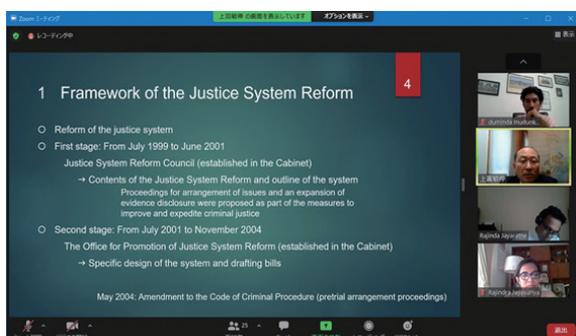
(2) 3月セッションの概況

ア 国際協力部教官による講義

初日は、日本の公判前整理手続の概要や、裁判官の視点からの訴訟遅延防止に関する講義を国際協力部教官が行った。研修参加者からは、公判前整理手続において裁判所が証拠の中身を見ないで取調べ請求を却下する方法に関する質問や、反対尋問を主尋問の範囲に制限する制度がスリランカにはない旨のコメントなど、積極的な発言があった。

イ 上富所長による講義

2日目は、法務総合研究所の上富敏伸所長から、日本が公判前整理手続を導入した背景、立法当時の理論・実務両面の議論の状況、導入後の変化等について、司法制度改革推進本部事務局での経験等を踏まえた講義がなされた。研修参加者からは、公判前整理手続終了後に弁護人が新たにアリバイ主張をすることや、公判期日前に検察官が弁護側証人に接触することの可否等に関する質問がなされ、特に、実務家である検察官らの関心の高さが目立った。



【左：上富所長の講義の様子、右：原弁護士の講義の様子】

ウ 原弁護士による講義

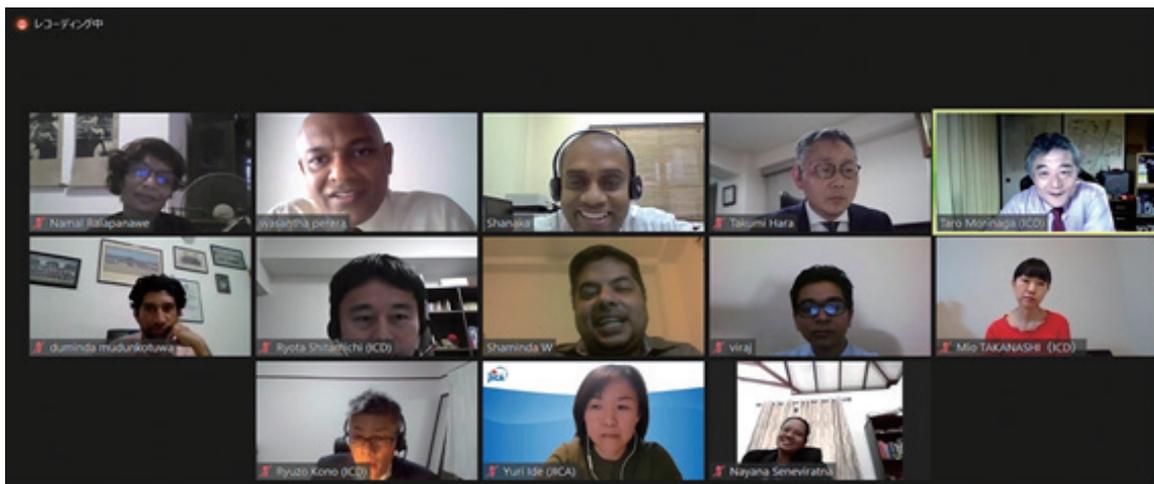
元司法研修所刑事弁護教官の原琢己弁護士による講義も行われ、刑事弁護人とし

ての豊富な経験を踏まえ、公判前整理手続は訴訟の迅速化という点で被告人の利益にもかなうとの考えが説明された。同講義では、法曹三者の信頼関係や協力の重要性についても言及された。

なお、スリランカ弁護士会の弁護士は、当初参加が予定されていたものの、3月セッションには参加しなかった。

エ パネル・ディスカッション

2日目の最後には、「刑事訴訟における遅延防止の取組」をテーマとしてパネル・ディスカッションを実施した。パネリストの国際協力部教官や原弁護士から各自の経験の共有があった後、研修参加者からも、証拠開示、反対尋問、上訴、保釈等、幅広い話題について活発に意見が出された。終盤には、検察官の研修参加者から、「スリランカの刑事手続は非常に対立的な構造であり、検察官と弁護人がコミュニケーションを図るメリットがない。しかし、公判前整理手続のような制度を導入したら、検察官と弁護人が強制的に同じ席に着くことになるため、お互いの議論のための触媒（catalyst）になるかもしれない。」との発言があった。



【パネル・ディスカッションの様子】

(3) 4月セッションの概況

ア 3月セッションの振り返り

初日の冒頭では、公判前整理手続の概要や裁判所の訴訟指揮に関する3月セッションの各講義についての振り返り及び討議を行うとともに、模擬手続動画の上映及び解説の続きを実施した。

イ ダイバージョン等に関する講義

公判前整理手続以外の訴訟遅延防止策に関する講義では、日本の刑事手続において送致事件の半数以上が不起訴になる実態を踏まえ、検察官による起訴猶予処分がダイバージョンの一環となっている旨説明がなされた。研修参加者からは、スリランカでは、示談可能な犯罪類型の事件（compoundable offence）以外は原則として

不起訴にすることはできないとのコメントがあった。

ウ 研修参加者による発表

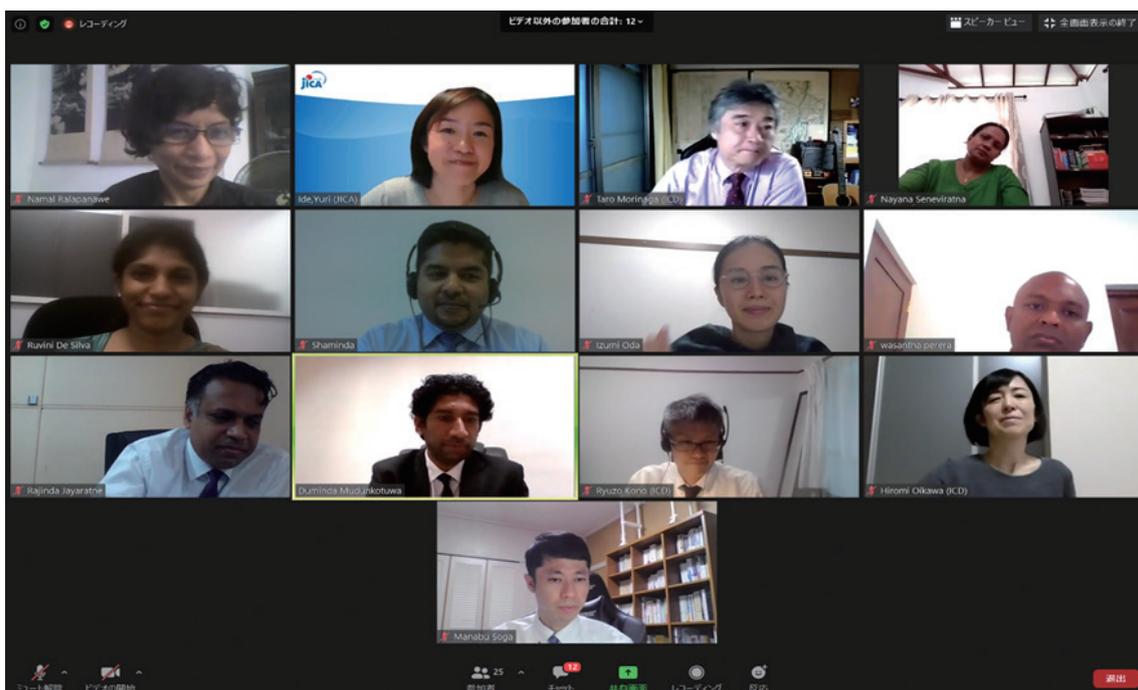
当初、スリランカ側からは、司法省による公判前整理手続のドラフトに関する発表のみが予定されていたが、3月セッション後、AGDからも発表を行い議論したいとの要望が出された。また、スリランカ弁護士会の弁護士の参加を望む声があり、JICAスリランカ事務所の働き掛けもあって、4月セッションには刑事弁護の経験を有する弁護士2名が参加し、かつ発表も行った。

AGDからは、スリランカにおける刑事司法制度の概要、AGDの役割、訴訟遅延の原因等について詳細な発表がなされ、人口比で検察官の数が少ない実情についても説明がなされた。また、スリランカ弁護士会からは、訴訟遅延の原因に関する分析について発表がなされた。

司法省の発表及び討議においては、検察官や弁護士の研修参加者から、公判前整理手続のドラフトについて、被告人に予定主張の明示を義務付けることは黙秘権（right to silence）に反するのではないかという疑問や、公判前整理手続の期間が短すぎるといった懸念など、率直なコメントがなされた。

エ 研修の振り返り及び評価会

本研修最後のコマにおいて、ある検察官の研修参加者は、「やる前は、オンライン研修はうまくいかないと思っていた。JICAによる説得があったので参加したが、結果として感謝したい。議論はこれからも続く。」旨の感想を述べた。印象的だったのは、それまで発言の機会の少なかったマジストレイト裁判所の裁判官が、現場における遅延解消の取組に関して、自らのグッド・プラクティスを共有してくれた



【研修の振り返り及び評価会の様子】

ことであった。

(4) 総括

本研修において研修参加者は、積極的に質問し、スリランカの課題について熱心に議論し、参加者同士がお互いの立場を超えて率直に意見を述べ合った。スリランカの裁判官、検察官、弁護士という法曹三者を同じ席に着かせ、訴訟遅延の解決策をめぐって議論できるプラットフォームを提供できたことは、本研修の成果の1つと考えられる。

5 今後の展望

スリランカに対する国別研修は、2021年度から2年間継続することが決定されている。スリランカの司法大臣は、JICAも参加した司法分野のドナー会議において、訴訟遅延を解決するための司法改革を推進する姿勢を明確に打ち出しており⁶、同国に対する継続的な支援が必要である。

本研修最後のコマでは、次期案件のトピックについても、研修参加者との間で意見交換がなされた。マジストレイト裁判所における訴訟遅延対策、警察と検察官の関係、既にスリランカにおいて導入されている民事の準備手続の検証など、いずれも検討に値する重要なテーマである。もちろん、本研修で取り扱った公判前整理手続についても、フォローアップが必要と考えられる。

今後も、スリランカの刑事訴訟の遅延が少しでも緩和されるよう、より充実した研修を実施すべく担当者一同努力してまいりたい。

最後に、本研修に御協力いただいた講師の方、JICA本部及び同スリランカ事務所の御担当者、ICCLC、国際協力部の担当専門官ほかの関係者の皆様に心より御礼申し上げます。

⁶ 司法大臣のスピーチの内容は、2021年4月7日付け Daily FT 記事を参照 (<http://www.ft.lk/opinion/Government-hosts-dialogue-with-global-development-partners/14-715964>)。

第2回スリランカ本邦研修 (刑事司法実務改善～刑事訴訟の遅延解消に向けて～) 日程

※オンライン研修

※日本時間

	第1部	第2部	第3部
3月 23日 (火)	12:30～13:00 導入, 自己紹介	16:00～18:00 講義 「模擬記録の説明」並びに 模擬公判前整理手続 (ビデオ上映) 及び討議 講義: ICD部長 森永太郎 討議等: ICD教官, 研修参加者	19:30～21:30 講義 「裁判所の訴訟指揮について」 ICD教官 下道良太
	13:00～15:00 講義 「公判前整理手続の概要」 ICD教官 河野龍三		
3月 24日 (水)	12:30～15:00 講義 「公判審理の充実と迅速化の方策 －公判前整理手続の創設－」 法務総合研究所所長 上富敏伸	16:00～18:00 講義 「弁護人の立場から見た 公判前整理の実務」 弁護士 原琢己	19:30～21:30 パネル・ディスカッション 「刑事訴訟における 遅延防止の取組」 モデレーター: ICD部長 パネリスト: 原弁護士, ICD教官等

※4月フォローアップセミナー (オンライン)

	第1部	第2部	第3部
4月 6日 (火)	12:30～13:00 導入, 自己紹介	16:00～18:00 振り返り・討議 ①「模擬公判前整理手続(ビデオ)」 発表・討議 ②「スリランカにおける 刑事司法手続の分析及び 刑事訴訟の遅延解消方法」 ①ICD部長 森永太郎 ②研修参加者 (AGD), ICD教官	19:30～21:30 振り返り ①「弁護人の立場から見た 公判前整理の実務」 発表・討議 ②「スリランカにおける 刑事司法手続の分析及び 刑事訴訟の遅延解消方法」 ①弁護士 原琢己 ②研修参加者 (BASL), ICD教官
	13:00～15:00 振り返り・討議 ①「公判前整理手続の概要」 ②「裁判所の訴訟指揮について」 ①ICD教官 河野龍三 ②ICD教官 尾田いづみ		
4月 7日 (水)	12:30～15:00 講義 「ダイバージョン等, その他の 訴訟遅延防止策について」 ICD部長 森永太郎	16:00～18:00 発表・討議 「スリランカにおける 公判前整理手続の導入」 研修参加者 (MOJ), ICD教官	19:30～21:00 研修の振り返りと 今後取り組むべき事項についての 討論, 評価会 ICD教官, 研修参加者